平成２７年（フ）第４０５８号
大阪市都島区都島南通１丁目19番10―403号、前住所福岡県中間市中鶴１丁目28番15―204号中鶴ハイツ
債務者　濱口　大介
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４０１号
大阪市東淀川区大桐４丁目１番11号
債務者　笠原千榮子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―302号
債務者　竹下　　満
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３９号
大阪府守口市大日町１丁目２番９―304号西端尚子方、住民票上の住所兵庫県西宮市枝川町８番23―507号
債務者　田中喜美子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５０号
大阪府箕面市箕面４丁目９番５―103号
債務者　水口　実穂（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８８号
愛知県瀬戸市北脇町153番地の４
債務者　山口　和弘
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６３号
名古屋市昭和区緑町２―20―１　緑風寮302、住民票上の住所愛知県春日井市中切町54番地
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２２号
沖縄県南城市佐敷字津波古18番地　１Ｆ
債務者　山城三和子（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１号
北海道士別市東丘３丁目３番65号
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第２９３号
岩手県九戸郡野田村大字野田第35地割12番地３、旧住所岩手県北上市上野町２丁目31番31号　ファミリーステージＣ―106号
債務者　**廣**崎えりか
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５３号
山形県南陽市宮内3156番地の１
債務者　安部　孝一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１０１０号
さいたま市北区奈良町37番地34　ことぶきハイツ102
債務者　岡田　隆之
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７１号
埼玉県戸田市笹目４丁目18番地の11　（ドムス笹目202号室）、旧住所埼玉県戸田市笹目３丁目７番地の５　（ベクエーム戸田303号室）
債務者　野口　直美
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６６号
埼玉県加須市馬内412番地５
債務者　貝塚　夏樹
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
埼玉県三郷市中央１丁目２番地１　ザ・ライオンズ三郷中央1417号
債務者　小島安希子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
埼玉県春日部市豊町２丁目１番地23　グランドハイツ小川101号
債務者　小野塚立嘉（旧姓後藤・添野・小池）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
埼玉県越谷市南越谷４丁目８番地８　かさぷらた301、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目12番地１　ダイアパレスルネッサせんげん台201号
債務者　越川　泰至
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係